

平成 30 年 3 月 12 日

養父市議会議長 深澤巧様

生活環境常任委員会
委員長 植村和好

委員会審査報告書

平成 30 年 2 月 26 日、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、養父市議会議規則第 101 条の規定により報告します。

記

1 審査年月日

平成 30 年 3 月 1 日（木）

2 審査結果

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第 19 号	養父市コミュニティセンター設置及び管理条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 20 号	養父市八鹿水田利用再編対策研修指導施設の設置及び管理条例を廃止する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 21 号	財産の無償譲渡について	原案可決すべきもの
議案第 22 号	財産の無償譲渡について	原案可決すべきもの

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第 23 号	財産の無償譲渡について	原案可決すべきもの
議案第 24 号	財産の無償譲渡について	原案可決すべきもの
議案第 25 号	財産の無償譲渡について	原案可決すべきもの
議案第 26 号	財産の無償譲渡について	原案可決すべきもの
議案第 27 号	財産の無償譲渡について	原案可決すべきもの
議案第 28 号	財産の無償譲渡について	原案可決すべきもの
議案第 33 号	市道路線の変更について	原案可決すべきもの

(別紙) 審査内容等報告書

(別紙)

生活環境常任委員会 審査内容等報告書

議案第 19 号「養父市コミュニティセンター設置及び管理条例等の一部を改正する条例の制定について」

議案第 20 号「養父市八鹿水田利用再編対策研修指導施設の設置及び管理条例を廃止する条例の制定について」

(以上 2 議案を一括議題として審査)

【質疑】 条例改正に伴うコミュニティセンター等 8 施設の現状について課題はないか。また、この 8 施設の経過年数はどのくらいか。

【答弁】 現在、この 8 施設は地区の集会施設として利用されており、課題は特にない。各施設の経過年数は、能座 22 年、大塚 20 年、宮垣 28 年、小路頃 21 年、向八木 46 年、川東 45 年、須西 37 年、畠ヶ中 36 年である。

議案第 21 号から議案第 28 号までの「財産の無償譲渡について」

(以上 8 議案を一括議題として審査)

【質疑】 土地建物の譲渡手続の説明をするときには、地縁団体の認可に向け指導をすべきではないか。

【答弁】 地元区への譲渡に向けた説明の中で、認可地縁団体についても説明している。認可希望があれば手続きの支援をしていくが、行政指導までは考えていない。

【質疑】 公共施設であり、無償譲渡については覚書がいると思うがどうか。

【答弁】 その地区からは譲渡についての承諾書が提出されている。議決された後、4 月 1 日付けで契約書を取り交わす予定にしている。

議案第 33 号「市道路線の変更について」

【質疑】 市道路線について変更と認定があるが、その違いはどのようなことか。

【答弁】 認定とは、市が道路を管理、計画整備する場合である。変更とは、既認定市道路線の延長等により変更する場合である。

【質疑】 市の所有地でない段階での路線の変更は、法的に問題ないか。

【答弁】 路線延長等の変更は、計画の段階で市の土地でなくても法的に問題はない。